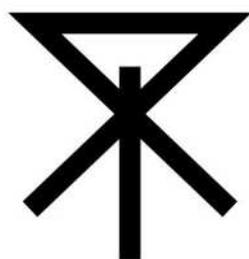


大阪市コンプライアンス白書

《平成 21 年度版》

平成 22 年 5 月



大 阪 市

目 次

1	はじめに	... 1
2	コンプライアンスの推進のための取組みとその実施状況	
(1)	公益通報制度	... 2
(2)	不当要求行為対応	... 4
(3)	内部統制体制	... 6
(4)	内部監察制度	... 7
(5)	職員の意識改革	... 9
(6)	コンプライアンスの推進を支える諸制度	...12
3	資料編	
資料 1	公益通報統計資料	...15
資料 2	公の施設一覧表	...18
資料 3	行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会 開催状況	...19
資料 4	行政対象暴力対応研修 実施状況	...22
資料 5	大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスを推進するための 各種取組	...23
資料 6	内部監察（定期監察・随時監察）の流れ	...24
資料 7	内部監察（定期監察・随時監察）の結果及び改善措置（概要版）	...27
資料 8	コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況	...36
資料 9	コンプライアンスアンケートの結果概要	...39
資料 10	リーガルサポーターズ相談件数一覧表	...41
	各資料は平成 21 年度分です。	
4	平成 21 年度を振り返って	...42
5	平成 22 年度に向けて	...43
6	おわりに	...44

大阪市におけるコンプライアンスの取組みについては、下記のホームページを
ご覧ください。

http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/884-0-0-0-0.html

1 はじめに

大阪市では、平成 18 年 4 月から「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行し、公益通報制度、不当要求行為対応、内部監察制度、コンプライアンス研修などの各種取組を実施してきました。

これらの取組を実施することにより、大阪市職員の間、職務の執行におけるコンプライアンスの重要性が徐々に浸透しつつあると考えています。

しかしながら、平成 21 年度には、覚せい剤所持等で逮捕された 5 名を始め、20 名もの職員が逮捕されるなど、「異常事態」というべき状況にあり、大阪市として、これからも継続してコンプライアンス意識を高めていく必要があります。

この「大阪市コンプライアンス白書」は、市政改革の柱の 1 つである「コンプライアンス改革」を推進するため、コンプライアンスの推進に関する各種取組の実施状況を取りまとめるとともに、今後の取組を検討するための資料として活用することを目的として作成いたしました。

今後とも、職員一人ひとりの、そして組織全体のコンプライアンス意識を向上させ、公正かつ公平な職務の執行を確保し、市民の信頼を回復するために、職員が一丸となって意識改革、組織風土改革に取り組んでまいります。

2 コンプライアンスの推進のための取組みとその実施状況

(1) 公益通報制度

ア 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公益通報制度の運用		
[通報件数内訳]		
	平成 21 年度通報件数	460 件
(内数)	内部通報窓口	369 件
	外部通報窓口	91 件
[通報案件処理状況]		
	平成 21 年度に継続されたもの	518 件
	平成 21 年度に受け付けたもの	460 件
	平成 21 年度において処理したもの	823 件
	平成 22 年度に継続するもの	155 件
	是正措置等の勧告案件数	8 件

詳細については、資料 1 を参照

通報の受付に関しては、情報公開室監察部及び各局等（大阪市の各局・室・区及び中央卸売市場をいいます。）のコンプライアンス所管担当で受け付ける「内部通報」と、外部有識者で構成される大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」といいます。）で受け付ける「外部通報」の窓口があります。

大阪市では、通報できる者を職員以外の市民にも広げたこと、外部窓口を設けたことなどにより、通報し易い環境を整えています。

また、すべての通報案件について、委員会が目を通し、外部からの視点でチェックしています。

[大阪市公正職務審査委員会] (任期：平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月)

委員長 辻 公雄 [弁護士]

委員長代理 五郎川 康 [公認会計士]

委員 関根 幹雄 [弁護士]

平成 22 年 3 月 31 日付で任期満了にともない退任

[参考] 現在の委員会 (任期：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月)

委員長 播磨 政明 [弁護士]

委員長代理 大西 寛文 [公認会計士]

委員 川崎 裕子 [弁護士]

[開催状況](平成21年度)

回次	開催日	回次	開催日
第112回	平成21年4月8日	第136回	平成21年11月4日
第113回	平成21年4月14日	第137回	平成21年11月10日
第114回	平成21年4月22日	第138回	平成21年11月18日
第115回	平成21年4月30日	第139回	平成21年11月25日
第116回	平成21年5月7日	第140回	平成21年12月1日
第117回	平成21年5月22日	第141回	平成21年12月10日
第118回	平成21年5月29日	第142回	平成21年12月14日
第119回	平成21年6月2日	第143回	平成21年12月21日
第120回	平成21年6月10日	第144回	平成22年1月7日
第121回	平成21年6月22日	第145回	平成22年1月13日
第122回	平成21年7月1日	第146回	平成22年1月20日
第123回	平成21年7月9日	第147回	平成22年1月28日
第124回	平成21年7月13日	第148回	平成22年2月8日
第125回	平成21年7月24日	第149回	平成22年2月9日
第126回	平成21年7月30日	第150回	平成22年2月16日
第127回	平成21年8月5日	第151回	平成22年2月24日
第128回	平成21年8月18日	第152回	平成22年3月3日
第129回	平成21年8月19日	第153回	平成22年3月9日
第130回	平成21年8月25日	第154回	平成22年3月17日
第131回	平成21年9月2日	第155回	平成22年3月19日
第132回	平成21年9月9日	第156回	平成22年3月24日
第133回	平成21年9月30日	第157回	平成22年3月26日
第134回	平成21年10月16日	第158回	平成22年3月31日
第135回	平成21年10月26日	計47回開催 総審議時間 139時間	

イ 委員会による勧告等の内容に関する報道発表

公表実績	第1回：平成21年6月10日
	第2回：平成21年7月13日
	第3回：平成21年8月19日
	第4回：平成21年12月21日

	第5回：平成22年 2月 8日
	第6回：平成22年 3月31日

委員会が、勧告等を実施することが相当であると判断した通報案件に関して、類似事例の是正や当該事実の発生・再発防止を図るため、委員会による勧告等の内容に関して報道発表を実施しました。

(2) 不当要求行為対応

ア 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく不当要求行為対応	
対応実績	1件

平成21年度は、1件の報告がありました。

- ・ 生活保護受給に関して、自らに有利な扱いを得るために、暴力団関係者との関係を誇示するなど、担当者に対し脅迫的な言動を行い、職務を強要しようとした件

イ 公の施設から暴力団の利益となる使用を排除する取組み	
対象となる公の施設	10局 39条例 1,509施設（平成22年1月現在）

平成22年1月から、大阪府が設置する公の施設の利用者をはじめ、市民の安全・安心に資することを目的として、公の施設からの暴力団の利益となる使用を排除する取組みを実施しています。

対象となる公の施設の設置条例（39条例）の必要な改正を行い、大阪府警察本部（以下「大阪府警」といいます。）と「大阪府が設置する公の施設からの暴力団排除に関する覚書」を締結（平成21年11月30日付）したうえで、平成22年1月1日付で改正条例を施行しました。

〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

対象となる公の施設については、資料2を参照

〔暴力団の利益となる使用の例〕

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い

- ・暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

ウ 行政対象暴力対策連絡協議会の取組み

幹事会の開催	平成 22 年 1 月 22 日
--------	------------------

大阪市では、暴力団等からの不法・不当要求事案の予防及び排除を目的として、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱」に基づき、大阪府警の協力を得て「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置しています。

協議会の体制としては、市長を会長、副市長を副会長とするとともに、大阪府警の大阪市警察部長を副会長、同刑事部長、大阪府暴力追放推進センター専務理事及び大阪弁護士会の民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の会長を顧問としています。

また、協議会の下に「幹事会」を設置し、連絡調整を行うとともに、「区役所部会」、「契約部会」及び「生活保護部会」を設置し、個別の業務においても、大阪府警との連携を図っています。

平成 21 年度においては、「幹事会」を開催し、公の施設から暴力団の利益となる使用を排除するための取組みについて報告を行うなど、大阪府警とのより一層の連携強化を図りました。

区役所部会・契約部会・生活保護部会の開催状況については、資料 3 を参照

エ 行政対象暴力対応研修の実施

大阪市職員が行政対象暴力に対応するために必要な知識と技術を習得することを目的として、大阪府警から派遣された警察官を中心として、ロールプレイング方式による研修を実施しました。

実施状況については、資料 4 を参照

オ 暴力団等対策ビデオの貸出し

上記エの「行政対象暴力対応研修」以外にも、行政対象暴力に関する知識を習得するために参考となる暴力団等対策ビデオの貸出しを行い、各局等における研修等で使用しました。

(3) 内部統制体制

ア 「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」に基づく内部統制体制の構築

大阪市では、「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」に基づき、市長を「最高内部統制責任者」、副市長を「副最高内部統制責任者」、各局等の長を「内部統制責任者」(ただし、情報公開室長は「総括内部統制責任者」としています。)と位置付け、コンプライアンスを推進する上でのそれぞれの使命と責任を明らかにする体制を整備しています。

また、「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」第 11 条に基づき、各局等においても内部統制の体制に関する要綱を制定し、内部統制体制を整備しています。

大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスを推進するための各種取組については資料 5 を参照

イ 内部統制連絡会議の開催

内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図ることを目的として、市長、副市長及び各局等の長で組織する「大阪市内部統制連絡会議」を開催しました。

また、各局等のコンプライアンス所管担当課長で組織する「大阪市内部統制連絡会議幹事会議」を 5 回開催しました。

[大阪市内部統制連絡会議]

開催日	議 題
平成 21 年 4 月 28 日	・平成 21 年度定期監察（共通課題監察、個別課題監察）の実施について

[大阪市内部統制連絡会議幹事会議]

開催日	議 題
平成 21 年 4 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度定期監察（共通課題監察、個別課題監察）の実施について ・平成 20 年度定期監察（個別課題監察）の結果について
平成 21 年 6 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の運用状況の公表及び「大阪市コンプライアンス白書（平成 20 年度版）」について ・「大阪市コンプライアンス推進行動計画（平成 21 年度）」について ・公の施設からの暴力団排除について
平成 21 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度定期監察（共通課題監察）の実施要領等について
平成 21 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度コンプライアンス推進強化月間の取組みについて ・随時監察（公金支出に関する内部監察）の実施について
平成 22 年 1 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・随時監察（公金支出に関する内部監察）の結果及び改善措置について ・平成 21 年度定期監察（共通課題監察）の結果及び改善措置について ・平成 21 年度定期監察（個別課題監察）の結果及び改善措置について

(4) 内部監察制度

ア 「大阪市内部監察規程」の運用		
定期監察	共通課題監察	すべての局等に共通の課題について実施するもの
	個別課題監察	局等ごとに個別に定める課題について実施するもの
随時監察		定期監察のほか、随時に実施する内部監察

大阪市では、従来からも監査委員や外部監査人による監査制度がありましたが、コンプライアンス上問題のあるケースについて、職員自身が主体的・積極的に是正していくという観点から、「大阪市内部監察規程」に基づき、内部監察制度を立ち上げました。

この内部監察には、毎年行う「定期監察」（すべての局等に共通の課題について監察を実施する「共通課題監察」と局等ごとに個別に定める課題について監察を実施する「個別課題監察」）と必要に応じて随時に実施する「随時監察」があります。

内部監察は、内部統制責任者（局等の長）が、副内部統制責任者（理事等の局長

級職員)や内部統制総括員(コンプライアンス所管担当課長)及び内部統制員(各担当課長)を指揮して実施します。

各内部監査のフロー図については、資料6を参照

イ 内部監査の実施		
定期監査	共通課題監査	課題：「通勤手当の適正な受給について」 実施：平成21年7月～平成22年1月
	個別課題監査	課題：(各局等で個別に課題を定めて実施) 実施：平成21年6月～11月
随時監査 (公金支出に関する 内部監査)		課題：「補助金の支出手続等について」 実施：平成21年9月～平成22年1月 実施主体：総括内部統制責任者(情報公開室長) 指名内部統制責任者(財政局長、会計室長) 監査対象：平成20年度に支出した補助金から10事業を抽出

ウ 内部監査の結果等の公表	
定期監査 [共通課題監査] [個別課題監査]	公表日：平成22年1月21日 結果及び改善措置の詳細については、 [共通課題監査] http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/cmsfiles/contents/0000022/22269/h21_kyoutsuu.pdf [個別課題監査] http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/cmsfiles/contents/0000022/22269/h21_kobetsu.pdf を参照してください。
随時監査	公表日：平成22年1月21日 結果及び改善措置の詳細については、 http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/cmsfiles/contents/0000022/22269/h21_zuiji.pdf を参照してください。

各内部監査の結果及び改善措置の概要については、資料7を参照

(5) 職員の意識改革

ア コンプライアンス推進強化月間の取組み

コンプライアンスに関する取組みを強化するため、毎年9月をコンプライアンス推進強化月間とし、各局等において各種の取組みを実施しています。

平成21年度においても、コンプライアンス推進強化月間と連動してコンプライアンス研修（e-ラーニング型研修）を実施するとともに、各局等で以下の取組みを実施しました。

[主な各局等の取組み]

- ・コンプライアンス推進強化月間の所属内での周知（20 所属）
- ・所属内内部統制連絡会議の開催（18 所属）
- ・職場巡視の実施（13 所属）
- ・所属長の訓示（10 所属）
- ・コンプライアンス推進強化月間の周知ポスターの掲示（10 所属）
- ・所属独自のコンプライアンス研修の実施（8 所属） など

イ コンプライアンスに関する研修の実施

コンプライアンスの推進のための意識改革及び組織風土の改革を図ることを目的として、全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を、次のとおり実施しました。

実施状況については、資料8を参照

集合型研修

[局部長級]

講師：辻 公雄（弁護士、大阪市公正職務審査委員会委員長）
五郎川 康（公認会計士、大阪市公正職務審査委員会委員長代理）
関根 幹雄（弁護士、大阪市公正職務審査委員会委員）
実施回数及び時間：計3回、7時間30分
受講者数：303人

[課長・課長代理級]

講師：西村 健（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
野村 太爾（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
布施 裕（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
本多 重夫（弁護士、大阪市リーガルサポーター）

森末 尚孝（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 和田 徹（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 実施回数及び時間：計 9 回、18 時間
 受講者数：1,970 人

[係長級]

講師：西村 健（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 野村 太爾（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 布施 裕（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 本多 重夫（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 森末 尚孝（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 和田 徹（弁護士、大阪市リーガルサポーター）
 実施回数及び時間：計 24 回、48 時間
 受講者数：6,088 人

研修テーマ一覧

講 師	研修テーマ
辻 公雄	「大阪市におけるコンプライアンスの推進について ~大阪市公正職務審査委員会の活動を通じて~」
五郎川 康	
関根 幹雄	
西村 健	「法的助言の有用性と限界」
野村 太爾	「適切な行動を選択するため」
布施 裕	「担当事件を通じて感じたこと」
本多 重夫	「後悔先に立たず（コンプライアンスの重要性）」
森末 尚孝	「入札談合等関与行為防止法について」 「著作物の利用に際しての注意点について」
和田 徹	「自治体においてコンプライアンスが問題になる事例」

グループ討論型研修

講師：道幸 尚志（監査・人事制度事務総括局監査部特定課題監査担当課長、
公認会計士）

研修テーマ：「コンプライアンスの重要性とコンプライアンス達成のポイント」

実施回数及び時間：計 6 回、19 時間 30 分

受講者数：153 人

違法薬物使用等に関する研修

職員が覚せい剤所持等で逮捕された事案が続発したことを受け、課長・課長代理・係長級職員に対する集合型研修及びグループ討論型研修の実施に併せて、違法薬物使用等に関する研修（管理監督者向け）を実施しました。

講師：大阪府警察本部刑事部薬物対策課職員等

実施回数及び時間：計 39 回、26 時間 15 分

受講者数：8,211 人

なお、係員に対しても、各職場において、各課長等を講師として違法薬物使用等に関する研修を実施しました。

職場研修（e - ラーニング型研修）

庁内ポータルに学習資料（e - ラーニング教材）を掲載し、係員を含めた全職員に対して、e - ラーニング型研修を行いました。

近時の職員の不祥事を受けて、職員が安易に、犯罪に該当するような行為を行ってしまわないようにするため、「どのような行為が犯罪に該当するのか」、「当該犯罪行為に対してどのような制裁が加えられるのか」という点について、具体的な事案を提示しつつ、説明を行うことで、基本的な法令等の知識を習得することを目的として実施しました。

また、上記学習資料の内容に基づいたコンプライアンス理解度テストを同時に実施することで、学習資料に対する職員の理解度を、職員一人ひとりが確認できるようにしました。

ウ コンプライアンスアンケートの実施

コンプライアンスに関する意識及びコンプライアンス意識向上のための取組みに関する意見などについてのアンケートを実施しました。

アンケートの結果概要については、資料9を参照

エ コンプライアンスハンドブック

大阪市では、各職員が、日常の職務の執行においてコンプライアンス上の疑問点が出てきたときなどに読み返すことによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、各職場におけるコンプライアンス研修の教材としても使用するために、コンプライアンスハンドブックを作成しています。

[コンプライアンスハンドブック]

<http://www.city.osaka.lg.jp/johokokaishitsu/page/0000011523.html>

オ コンプライアンスカード

コンプライアンス・ガイドラインや公益通報受付窓口などを記載したコンプライアンスカードを作成し、職員に周知しています。

(6) コンプライアンスの推進を支える諸制度

ア リーガルサポーターズ制度

運用実績	217 件
------	-------

日々の業務執行においてコンプライアンスを高めていくためには、よりタイムリーかつ適確なリーガルチェックが必要です。そこで、担当職員が、自身による法令調査や法務担当職員への相談を行うことに加え、事案に応じて、弁護士による法的助言を得ることができるリーガルサポーターズ制度を運用しています。

平成 21 年 11 月より、サポーターを 1 名増員し、弁護士 7 名体制で相談にあたっています。

相談件数一覧表については、資料 10 を参照

[リーガルサポーター体制] (五十音順 平成 22 年 5 月現在)

- ・岡本 岳 (民事介入暴力・行政対象暴力関係を中心に)
- ・高坂佳郁子 (契約関係、不動産関係、行政事件関係を中心に)
- ・西村 健 (不動産関係を中心に)
- ・布施 裕 (損害賠償関係、倒産関係を中心に)
- ・本多 重夫 (不動産関係、刑事関係を中心に)
- ・森末 尚孝 (地方自治法、行政事件関係を中心に)
- ・和田 徹 (人事労務関係を中心に)

イ コンプライアンス相談制度

運用実績	2 件
------	-----

公正な職務の執行の確保を図るために、職員が日々の業務執行においてコンプライアンス上の問題を感じたときに、それが法令違反なのかどうか、どのように対処すればよいのか、などについて気軽に相談できる窓口を情報公開室監察部に設置しています。

気軽に相談できるよう常設された窓口であるため、文書回答を行った上記 2 件以外にも、多数の相談が寄せられています。

3 資料編

資料 1 公益通報統計資料

資料 2 公の施設一覧表

資料 3 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会
開催状況

資料 4 行政対象暴力対応研修 実施状況

資料 5 大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスを推進するための
各種取組

資料 6 内部監察（定期監察・随時監察）の流れ

資料 7 内部監察（定期監察・随時監察）の結果及び改善措置（概要版）

資料 8 コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況

資料 9 コンプライアンスアンケートの結果概要

資料 10 リーガルサポーターズ相談件数一覧表

各資料は平成 21 年度分です。

公益通報統計資料

1 受付件数

460 件（うち顕名による通報 240 件）

外部通報はすべて顕名による公益通報として集計した。

2 受付状況

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	73	-	73
電 話	93	-	93
郵 便	59	20	79
フ ァ ク シ ミ リ	40	16	56
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	104	55	159
合 計	369	91	460

内部通報窓口は、情報公開室監察部及び各所属コンプライアンス所管担当である。

3 所属別被通報件数

所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
環 境 局	66	29	95
交 通 局	50	5	55
教 育 委 員 会 事 務 局	36	8	44
健 康 福 祉 局	32	6	38
市 民 局	17	7	24
総 務 局	20	3	23
水 道 局	19	3	22
都 市 整 備 局	13	1	14
消 防 局	10	4	14
情 報 公 開 室	9	4	13
そ の 他 の 局 等	58	14	72
区 役 所	93	16	109
分 類 で き な い も の	7	5	12
合 計	430	105	535

1 件の通報で複数所属に関係するものがあるため、受付件数 460 件とは一致しない。

4 勧告の概要

住所等の記載された訴訟資料を関係他団体に提供していた件（21.6.20）

原告の個人情報の記載された訴訟資料を受けた健康福祉局が、関係他団体に対し、訴訟告知等の正式な手続を経ず、また個人情報についてマスキング等の措置を行うことなく、当該資料の写しを提供していた。

本件個人情報の外部流出事故に対する事故処理を実施すること、再発防止措置を行うことを勧告された。

生活保護のレセプトエラーリスト等を活用したレセプト点検を適正に行っていなかった件（21.7.13）

住吉区保健福祉センターは、生活保護システムに基づくレセプトエラーリスト等を活用したレセプト原紙の点検をまったく実施していなかった。また、同区以外の複数の区保健福祉センターにおいても、上記点検について、組織としての一元的な管理を行っていなかった。

すべての区の区保健福祉センターにおいて、レセプトエラーリスト等を活用した照合・点検及び再審査請求等の手続を適正に行っているか確認すること、不適正な処理に対する必要な措置を行うことを勧告された。

生活保護の未収債権の管理を適正に行っていなかった件（21.12.21）

本市の少なくとも17の生活保護実施機関が、生活保護廃止後のケースについて、本市の有する未収債権に係る催告状の送付を完全には行っていない等、未収債権の管理を適正に行っていなかった。

未収債権額の全貌把握と適切な債権管理を行うこと、組織的な債権回収システムを構築すること、未収債権の分割納付及び調定のあり方の再検討を行うことを勧告された。

トイレトーパー買入入札の仕様書の記載に不備があった件（21.12.21）

環境局の行ったトイレトーパー買入入札において、仕様書に記載された日本工業規格（JIS）への適合性に関する表現が不明確であったため、入札の公正さを害したおそれがあるとされた。

仕様書の記載を明確化すること等を勧告された。

住吉区社会福祉協議会において不適正な経理処理があった件（22.2.8）

住吉区社会福祉協議会は、自らの入居する事務所施設の改修工事に関し、内規に反する随意契約を行うとともに、本件工事と関係のない液晶テレビの取得について寄付収受の手続を正しく行わないなど不適切な処理をしていた。

住吉区社会福祉協議会に対する調査の継続や再発防止の措置命令、行政指導など社会福祉法第 56 条に基づく適正な監督権限の行使に努めるとともに、すべての区社会福祉協議会及び大阪市社会福祉協議会に対し随意契約に関する自主的な調査を促し報告を求めるなど、適正な監督権限の行使に努めることを勧告された。

～ 大阪市地域振興会及び日本赤十字社大阪市地区本部において、不明朗な会計処理等があった件（通報 3 件）（22.3.31）

日本赤十字社大阪市地区本部職員の給与や退職金を補てんするため、実態を伴わない業務委託契約の代金や簿外で積み立てた退職手当積立金が、分担金等の名目で、大阪市地域振興会会計から日本赤十字社大阪市地区本部会計に移されていたが、その原資に大阪市の公金が還流していたと推定された。根拠規程がないにもかかわらず、剰余金を大阪市地域振興会の災害対策積立基金及び日本赤十字社大阪市地区本部の遺族見舞積立金にプールしていた疑いがある。また、市民局が大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会のために補助金を支出しているが、第二部アトラクションの費用を全額補助している部分については、社会通念に照らして公益性が認め難く、不適切であるとされた。

日本赤十字社大阪市地区本部職員の給与・退職金へ還流した大阪市の公金並びに災害対策積立基金及び遺族見舞積立金にプールされた大阪市の公金部分を精査の上、不適正と認められる部分があれば、関係者からの自主的な返還など適切な措置を講ずること、大阪市地域振興会と日本赤十字社大阪市地区本部の業務及び会計を明確に区分し、大阪市として適正な監督権限の行使と適正な公金支出に努めることを勧告された。

公の施設一覧表

所管局	条 例	施 設 名	対象 施設数
市民局 [51施設]	大阪市区役所附設会館条例	北区民センター 他	46
	男女共同参画センター条例	男女共同参画センター中央館 他	5
こども青少年局 [9施設]	こども文化センター条例	こども文化センター	1
	青少年文化創造ステーション条例	青少年文化創造ステーション	1
	愛光会館条例	愛光会館	1
	ユースホステル条例	長居ユースホステル	1
	青年センター条例	中央青年センター 他	2
	青少年野外活動施設条例	伊賀青少年野外活動センター 他	3
ゆとりとみどり 振興局 [1,109施設]	美術館条例	大阪市立美術館	1
	大阪歴史博物館条例	大阪歴史博物館	1
	自然史博物館条例	自然史博物館	1
	公会堂条例	中央公会堂	1
	芸術創造館条例	芸術創造館	1
	公園条例	長居陸上競技場、天王寺公園 他	1,051
	体育館条例	中央体育館 他	27
	修道館条例	修道館	1
経済局 [2施設]	プール条例	扇町プール 他	25
	ゆとり健康創造館条例	ゆとり健康創造館	1
教育委員会事務局 [7施設]	大阪産業創造館条例	大阪産業創造館	1
	音楽堂条例	大阪城音楽堂	1
健康福祉局 [41施設]	生涯学習センター条例	総合生涯学習センター 他	5
	クラフトパーク条例	クラフトパーク	1
	障害者会館条例	浪速障害者会館 他	7
	障害者スポーツセンター条例	長居障害者スポーツセンター 他	2
	老人福祉センター条例	北区北老人福祉センター 他	26
	塩楽荘条例	塩楽荘	1
	いきいきエイジングセンター条例	いきいきエイジングセンター	1
	市民館条例	西成市民館	1
	社会福祉センター条例	社会福祉センター	1
環境局 [17施設]	早川福社会館条例	早川福社会館	1
	社会福祉研修・情報センター条例	社会福祉研修・情報センター	1
	斎場条例	大阪市立葬祭場 他	6
都市整備局 [1施設]	環境学習センター条例	環境学習センター	1
	共同利用施設条例	西三国センター 他	10
消防局 [1施設]	住まい情報センター条例	住まい情報センター	1
港湾局 [271施設]	防災センター条例	阿倍野防災センター	1
	港湾施設条例	天保山岸壁 他	266
	大阪北港ヨットハーバー条例	大阪北港ヨットハーバー	1
	大阪港スポーツアイランド施設条例	舞洲体育館 他	4

10局 39条例 1,509施設

天王寺公園他の計1,050施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
北区	4月23日	北区役所 402・3会議室	28名	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の会議の進め方 ・委員紹介
	12月18日	北区役所 402・3会議室	24名	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者による意見交換
都島区	3月23日	都島区役所 第1会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・都島警察署刑事課長から最近の動向の説明 ・民事介入暴力対策啓発ビデオ「狙われた行政」の上映
福島区	9月24日	福島区役所 401会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島警察署刑事課長より最近の事件を挙げ、業務時の注意点を助言 ・福島区長より生活保護部会に関する説明があった。
	1月26日	福島区役所 401会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島警察署刑事課長より最近の事件を挙げ、業務時の注意点を助言 ・保健福祉センター福祉担当課長より最近の窓口トラブルの報告があった。
此花区	6月18日	此花区役所 2階 厚生室	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ鑑賞による事例研究 ・各委員からの不当要求等の事例報告 ・此花署からの助言
中央区	8月17日	中央区役所 601会議室	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・東警察刑事課長より暴力団情勢の報告 ・中央区役所総務担当課長より第2回大阪市内統制連絡会議内容の報告 ・中央区役所福祉担当課長より生活保護部会内容の報告 ・ビデオ「狙われた行政～失敗を糧に～」上映 ・船場法人市税事務所より、現金の取扱があるので警察官立寄所の看板を掲げたい旨相談有り
	2月25日	中央区役所 601会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・南警察署刑事課長より警察の取組み等報告 ・中央区役所総務担当課長より公の施設からの暴力団排除の取組について説明 ・中央区役所福祉担当課長より生活保護部会内容の報告 ・中央区報道発表事例報告 ・市民からの長時間に渡る苦情への対応について質疑有
港区	11月19日	港区役所 501会議室	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が設置する公の施設から暴力団を排除する取組みについて、条例改正を報告 ・港警察署刑事課長から最近の動向の説明 ・水道局において暴力団事務所の水道料金滞納事案があり、その概要について報告があった。
天王寺区	2月18日	天王寺区役所 3階講堂	24名	<ul style="list-style-type: none"> ・天王寺警察署刑事課長代理より天王寺管内の現状を交え「行政対象暴力の現状と対策」について説明を受ける。 ・暴力対策啓発DVD、「狙われた行政」を鑑賞
浪速区	8月4日	浪速区役所 703・704号室	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・区長あいさつ ・委員紹介 ・「狙われた行政～失敗を糧に～」のビデオを上映した。 ・浪速警察署暴力犯係長より最近の事例などについて報告があった。

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
淀川区	3月9日	淀川区役所	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長あいさつ、部会委員紹介 ・平成21年度における取組状況報告 ・淀川区管内における暴力団関係の現状報告 ・啓発研修ビデオ上映「民事介入暴力対策啓発ビデオ“狙われた行政”～失敗を糧に～」 ・特に意見等は無し
西淀川区	10月16日	西淀川区役所第3・4会議室	17名	<ul style="list-style-type: none"> ・西淀川警察署刑事課長から「市民トラブル発生時の対応について」説明があった。その後、参加者から質問があり、刑事課長から応答がなされた。
東淀川区	4月27日	東淀川区役所304会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度体制の確定 ・東淀川警察署長から最近の動向の説明
	10月23日	東淀川区役所401会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・東淀川警察署刑事課長から行政対象暴力の事例報告と対処方法の説明
東成区	5月14日	東成区役所301会議室	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の目的、構成員の確認 ・部会長挨拶 ・刑事課長挨拶 ・メンバー自己紹介 ・刑事課長・暴力犯係長より「最近における暴力団等の動向について」説明 ・生活保護と関連する事例が増加傾向。相談されたい旨の内容 ・意見交換
生野区	5月8日	生野区役所502会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署副署長から暴力団の取締り状況報告と情報提供の依頼 ・総務担当課長より行政対象暴力に関する警察への協力依頼
	3月5日	生野区役所604会議室	17名	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署副署長から生活保護関連あっせん業者について、報道をもとに説明があった。
旭区	7月17日	旭区役所第1会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会旭区役所部会」の要綱について説明 ・行政対象暴力の現状と対策について報告 旭警察署 刑事課長 旭区役所 総務担当課長
	2月19日	旭区役所第1会議室	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁企画民事介入暴力対策啓発ビデオ「狙われた行政～失敗を糧に～」の放映
住之江区	4月14日	住之江区役所第1会議室	29名	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江警察署刑事課長から行政対象暴力の対応について説明 ・住之江警察署暴力班係長から現状の説明 ・警察と行政機関の連携を密にしていきたい旨の報告
	12月25日	住之江会館大会議室	31名	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江警察署暴力班係長から現状の説明 ・特に、区内の暴力団の活動状況についての説明
住吉区	7月9日	住吉区役所第5会議室	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉警察署刑事課長より、行政対象暴力の現状の説明 ・ビデオ「ねらわれた行政」鑑賞 ・暴力に対する心構え及び対処方法について 住吉警察署暴力犯係長 ・情報交換、質疑応答
	3月11日	住吉区役所第5会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉警察署刑事課長より、行政対象暴力の現状の説明 ・ビデオ「社会VS暴力団 暴力団 社会から孤立」鑑賞 ・暴力団の現状 情報誌・図書等の購読強要の対処方法 生活保護不正受給について 住吉警察署暴力犯係長 ・情報交換、質疑応答

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
東住吉区	12月14日	東住吉区役所 502会議室	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁民事介入暴力対策啓発ビデオ視聴 ・暴力団の現状等について警察刑事課長より講評
平野区	12月10日	天王寺 東映ホテル	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・平野警察署刑事課長からビデオを交えて、行政対象暴力の現状と対策について講演
西成区	2月19日	西成区役所 4 - 8 会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員の紹介 ・西成区内の状況（暴力団による不法・不当要求事案）等について西成警察署刑事課長代理から説明を受けた。 ・行政対象暴力に関するビデオ上映 ・冊子「あなたはどうか対応しますか（公務員編）」を配布

西区、大正区、城東区、鶴見区、阿倍野区については、開催なし。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況

回次	開催日	議 題
第9回	8月11日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について
第10回	3月18日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について
第11回	3月26日	入札等除外措置の解除について

回次については、契約部会発足時からの通算回次である。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況

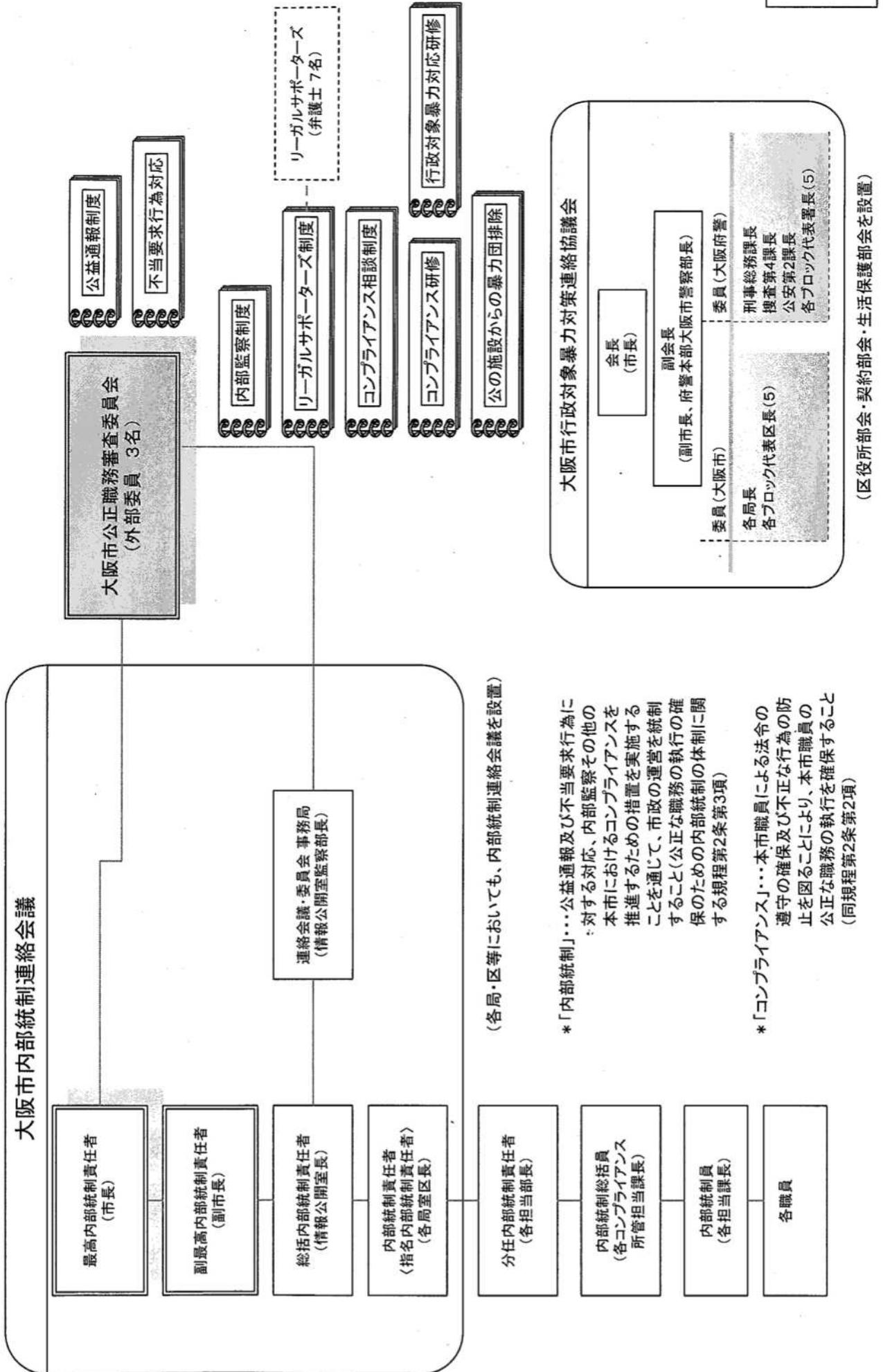
回次	開催日	議 題
第1回	4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市における行政対象暴力排除の取組について ・生活保護における暴力団員排除の取組について ・生活保護における暴力団員排除の実績について ・今後の生活保護部会の運営について

行政対象暴力対応研修 実施状況

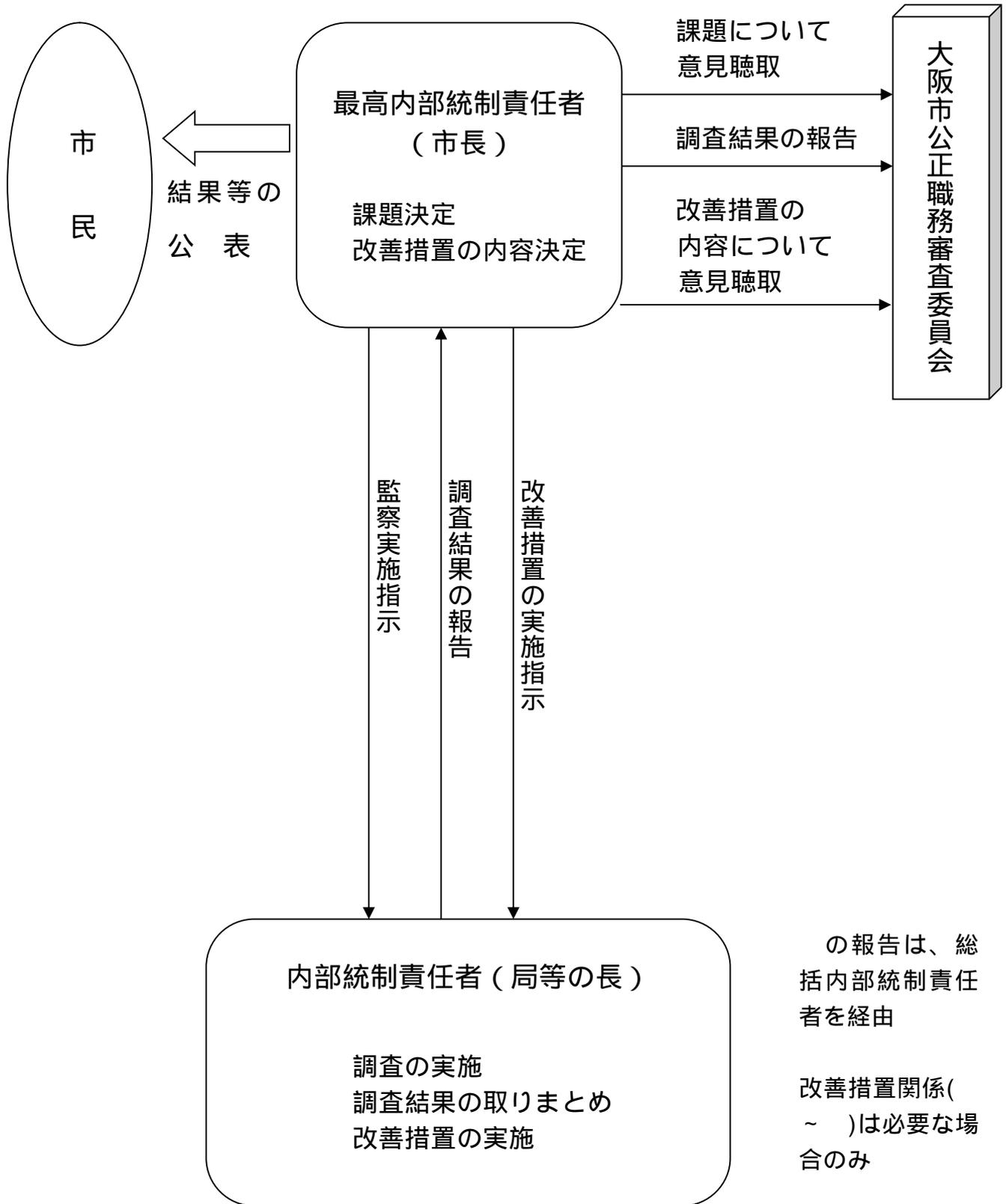
回次	開催日時	対象所属	対象者	参加人数
1	6月16日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・総務・区民企画担当職員	38
2	6月18日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・総務・区民企画担当職員	37
3	6月24日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・総務・区民企画担当職員	38
4	7月2日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	43
5	7月7日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	50
6	7月9日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	37
7	7月15日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	41
8	7月17日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	55
9	7月22日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	47
10	7月30日 14:00～17:15	各区役所	住民情報・保険年金・総務・区民企画担当職員	56
11	9月3日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	39
12	9月10日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	42
13	9月17日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	48
14	9月25日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	35
15	10月8日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	46
16	10月14日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	43
17	10月16日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	30
18	10月21日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	52
19	10月23日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	31
20	10月28日 14:00～17:30	各区役所	生活保護担当職員	31
21	11月5日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	51
22	11月11日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	40
23	11月18日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	45
24	11月26日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	58
25	12月3日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	49
26	12月11日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	62
27	12月15日 14:00～17:30	各区役所	保健福祉センター職員	39

合計27回 1,183名

大阪市の内部統制体制及びコンプライアンスの推進に関する各種取組



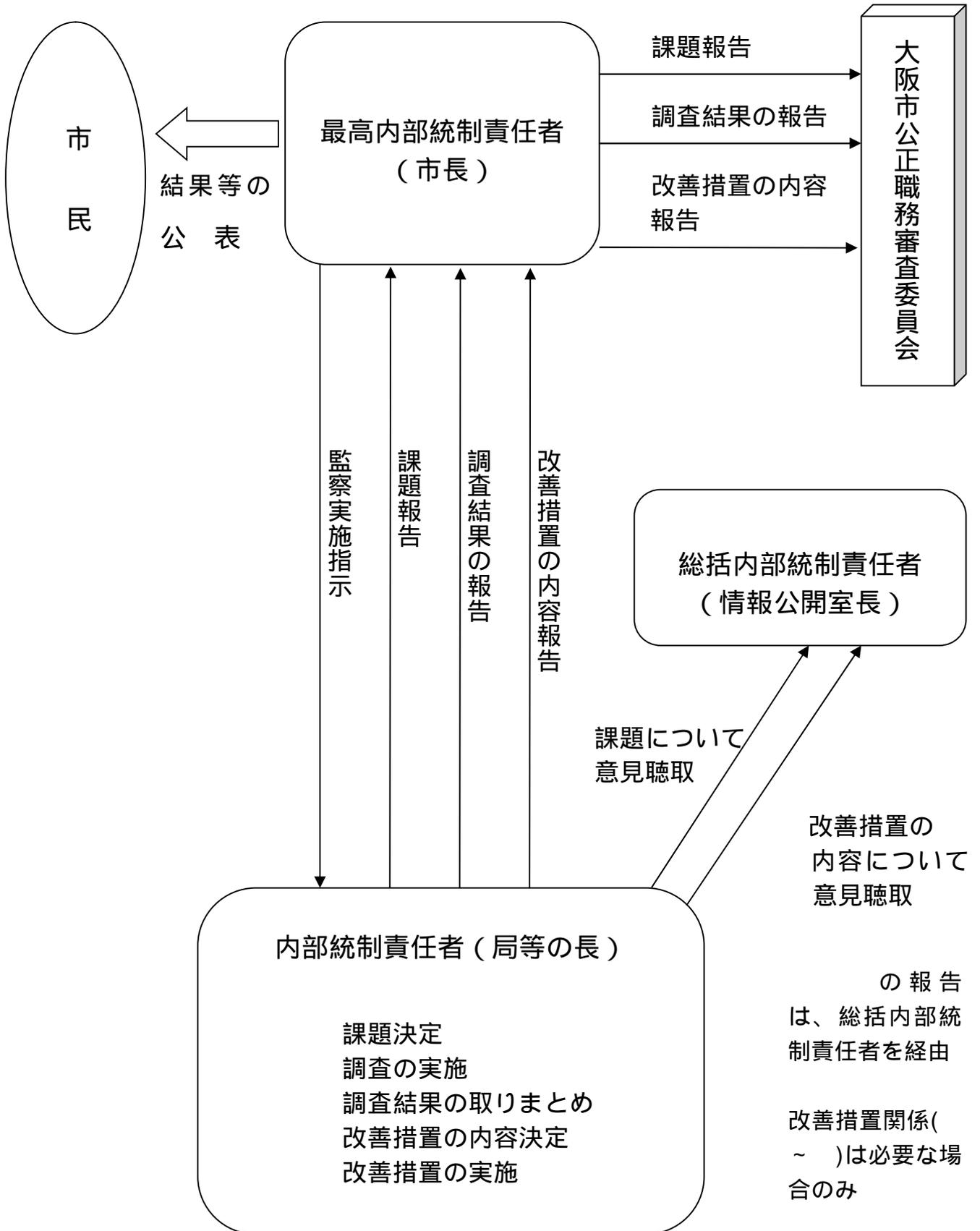
内部監察（定期監察：共通課題監察）の流れ



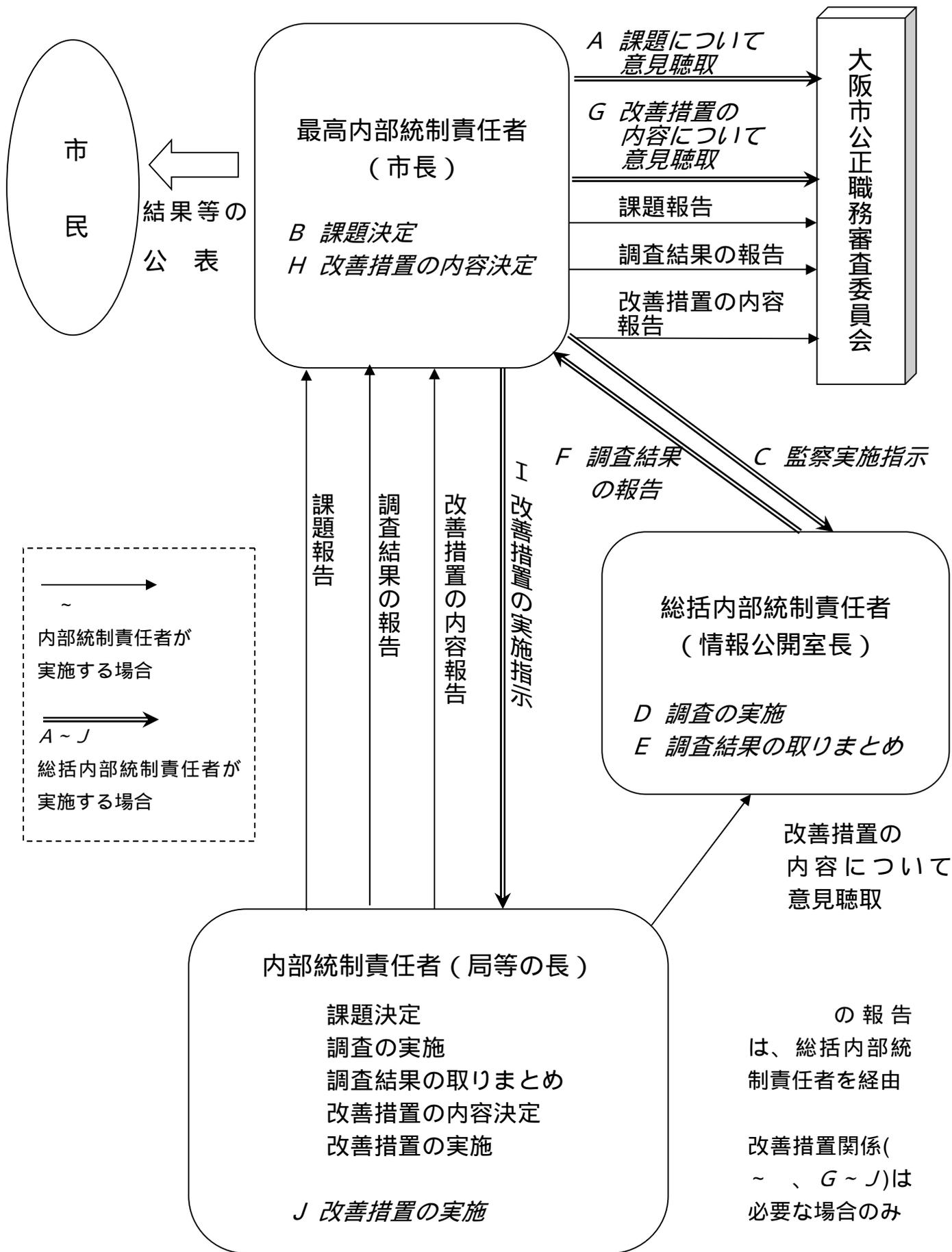
の報告は、総括内部統制責任者を經由

改善措置関係(~)は必要な場合のみ

内部監察（定期監察：個別課題監察）の流れ



内部監察（随時監察）の流れ



平成 21 年度定期監察（共通課題監察）の結果及び改善措置について（概要版）

第 1 監察の概要

1 監察課題：「通勤手当の適正な受給について」

交通用具による不適正な通勤を行っているとの公益通報が多数寄せられていること、また、職員の給与等の手続の集中管理を行う総務事務センターの稼働後、初めての定期異動を経たことから、上記課題を選定した。

2 監察対象：H21.7.1 在職の全職員の同年 5 月分及び 6 月分の通勤手当、交通用具の利用

- ・対象職員 51,600 人（学校園の教職員 17,040 人を含む。）
- ・対象施設 805 施設（交通用具の実地調査）

第 2 監察結果

一部不適正な事例が確認できた。（下表の網掛け部分）

定期券等に関する確認	5 月分 (43,897 人)	適 正	99.2% (43,549 人)	
		不適正	0.8% (348 人)	1
	6 月分 (43,870 人)	適 正	99.2% (43,537 人)	
		不適正	0.8% (333 人)	1
交通用具の利用に関する確認	利用 者 (15,324 人)	適 正	97.2% (14,889 人)	
		不適正	2.8% (435 人)	2
	非利用 者 (36,208 人)	適 正	99.8% (36,149 人)	
		不適正	0.2% (59 人)	3

- 不適正な事例
- 1 定期券等の未購入、受給している通勤手当額を下回る定期券等の購入
 - 2 届出なしでの交通用具の利用、届出と異なる交通用具の利用
 - 3 交通用具の利用を中止したが、その旨の届出をしていなかったもの

第 3 改善措置について

1 通勤手当の不適正な受給についての改善措置

通勤手当の不適正な受給等が明らかになった職員に対しては、適正な通勤届の提出等の是正指導及び 通勤手当の戻入など必要な措置を取る。

2 交通用具の不適正な利用についての改善措置

- (1) 交通用具の不適正な利用等が明らかになった職員に対しては、適正な通勤届の提出等の是正指導及び 通勤手当の戻入など必要な措置を取る。
- (2) 事業所等においては、随時、利用実態の確認などを実施し、適正な通勤の確保に努める。

3 職員への周知徹底及び意識啓発

適正な通勤手当の受給及び交通用具の利用のために必要な事務手続について、今後とも継続して、職員に対する周知徹底及び意識啓発に継続して努める。

4 その他必要と思われる改善措置

- (1) 総務事務センターで管理する職員別届出データについて、誤りが判明したものは速やかに修正を行う。
- (2) JR の「分割定期」に係る通勤手当については、今後の支給方法を検討する。
- (3) 今後、通勤手当の事後確認を行う場合には、より効果的かつ効率的な実施方法の検討を行う。

平成 21 年度定期監察（個別課題監察）の結果及び改善措置について（概要版）

平成 21 年度定期監察（個別課題監察）について、平成 21 年 6 月から実施してきたところであるが、各内部統制責任者から改善措置の内容が報告されたので、次のとおり取りまとめる。

記

1 金銭管理について（計 18 所属）

(1) 現金等（小口支払基金、タクシー券など）の取扱いについて

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券の取扱いについて [こども青少年局] ・現金等の取扱いについて [ゆとりとみどり振興局] ・公金等の管理について [経済局] ・金券等の管理について [港湾局] ・タクシー券の取扱いについて [教育委員会事務局] ・介護保険料の窓口徴収金及び訪問徴収金の取扱いについて [北区] ・公金の取扱い及び保管状況について [都島区] ・各担当における公金（現金・有価証券）の管理状況について [此花区] ・小口支払基金の取扱いについて [浪速区]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗車券の管理について、受払簿への記入漏れ、使用後速やかに必要な手続きが取られていないなど不十分な事例が見受けられた。 ・帳簿整理に関する会計規則上の知識が不足していた事例が見受けられた。 ・切手の管理について、長期間の保有、必要以上の枚数の保有など不十分な事例が見受けられた。 ・金券等の管理について、受払簿への記入漏れなど不十分な事例が見受けられた。 ・介護保険料の徴収について、窓口における口座振替勧奨が積極的なものとなっていない事例が見受けられた。 ・現金出納簿に関して、日々決裁がなされていない事例が見受けられた。 ・金庫の管理について、執務時間内に施錠がなされていない事例が見受けられた。 ・小口支払基金の管理について、緊急時の立替払いが多く見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗車券の取扱いについて、必要事項の周知徹底を図り、厳正な執行管理に努める。 ・会計規則等のより詳細な理解を促すとともに、点検作業の徹底を指導する。 ・切手の用途や必要数を確認し、保有枚数の見直しを図る。 ・受払簿の作成・記録・保管を徹底し、管理者確認人の押印欄等を設ける。 ・窓口対応時に「口座振替・自動払込依頼書」を手渡し、積極的な口座振替勧奨に努める。 ・現金管理において、その都度確認し、記録するという基本認識の徹底を図り、「現金出納簿」については帳票改善を指導する。 ・勤務時間内であっても、金庫等を使用しないときは必ず施錠することを徹底する。 ・必要最小限の金額を常時保有するよう指導する。

(2) 市内出張交通費の支出手続等について

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内出張交通費の適正な支給について [政策企画室、危機管理室、計画調整局、監査・人事制度事務総括局、天王寺区、生野区、城東区] ・市内出張交通費の適正執行について [財政局] ・各担当における市内出張命令と市内出張交通費の支給状況について [城東区] ・各担当における市内出張命令と市内出張交通費の支給状況について [住吉区]
<p>問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内出張交通費請求明細書について、記入漏れなど不十分な事例が見受けられた。 ・市内出張命令が漏れていた事例が見受けられた。 ・市内出張交通費の支給事務に関する取扱いが不十分な事例が見受けられた。 ・市内出張交通費の請求に際し、通勤手当が支給されている経路と重複して請求がなされていた事例が見受けられた。 ・市内出張に際して、定期併用区間についても公用の回数カードを使用している事例が見受けられた。 ・交通費の支給を伴わない市内出張に際して、市内出張命令申請を行っていない事例が見受けられた。 ・出張に際しての基準経路が、所属内に周知されていない事例が見受けられた。 ・市内出張交通費の支給が定期的に行われていない事例が見受けられた。
<p>改善措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内出張命令について、勤務情報システムと突合するなど、申請漏れがないよう徹底を図る。 ・各職員に対して、不備が生じることのないよう周知徹底を図る。 ・戻入が必要な者については早急に戻入手続を行うとともに、市内出張交通費支給事務については、より一層適正な執行に努める。 ・「市内出張交通費（回数カード使用簿）」の様式を変更する。 ・「市内出張交通費請求簿」に注意喚起の文言を追記する。 ・通勤定期券併用区間については定期券を使用する旨を再度周知・徹底する。 ・勤務情報システムへの具体的な入力方法の取扱いを定め、統一的な運用を行う。 ・市内出張命令申請が漏れている者に対して、速やかに命令申請を行わせるとともに、今後漏れのないよう徹底を図る。 ・基準経路等の精査を行い、詳細な一覧表を作成し、配布する。 ・定期的に支給するよう改善を指示する。

2 情報管理について（計 13 所属）

(1) 個人情報の取扱いについて

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについて [環境局、住之江区、西成区] ・個人情報の管理について [都市整備局] ・個人情報保護について [水道局] ・情報管理の取扱いについて [福島区] ・個人情報（届出書・申請書）の取得・保管・保存・廃棄及び個人情報を含む文書の発送について [港区]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要な個人情報の外部持ち出しについて、持ち出す個人情報の範囲が統一されていない事例が見受けられた。 ・個人情報を取扱うことの重要性についての認識が必ずしも組織全体に浸透しているとはいえない状況が見受けられた。 ・プライバシー性の高い書類を保管する書棚、ロッカー等、施錠の確保・徹底が必要な事例が見受けられた。 ・個人情報の流出事故（文書の誤送付など）を防止するためのチェック体制が十分でない事例が見受けられた。 ・事故対応マニュアルが整備されていない事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち出す個人情報の範囲の統一を図るとともに、持出及び返却状況を把握することができる管理簿の様式を作成する。 ・認識が低いと思われる点について、所属内での周知徹底、啓発を実施する。 ・施錠の徹底を指導し、早急に是正を図る。 ・個人情報を保護することの重要性について、研修等を実施し、個人情報保護意識のより一層の昂揚を図る。 ・文書発送の際のチェック体制の整備を徹底する。 ・事故対応マニュアルを整備し、周知徹底を図る。

(2) 庁内情報利用パソコンの取扱いについて

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内情報利用パソコンの適正な利用について [建設局] ・庁内情報利用パソコンにおける情報セキュリティの遵守について [消防局] ・庁内情報利用パソコンの適正な利用等について [選挙管理委員会事務局] ・庁内端末の適正利用について [中央区]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体の保有数量などを管理するための管理簿について記載漏れや更新遅れなどの事例が見受けられた。 ・情報セキュリティ対策の実践が不十分であった事例が見受けられた。 ・データをサーバーではなく、パソコン本体に保存している事例が見受けられた。 ・ログインパスワードを定期的に変更していない事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が守るべきルールに関する資料を作成し、責任者が適切に指導等を行える体制を整える。 ・情報セキュリティ責任者会議で必要な事項について周知徹底を図る。 ・情報セキュリティ対策について、所属内研修を実施する。

(3) 「市民の声」の取扱いについて

課 題	・「市民の声」の取扱いについて [病院局、大正区]
問題点	・回答案作成の遅滞及び回答案作成に係る適切な進捗管理が必要な事例が見受けられた。
改善措置の内容	・「市民の声」の登録状況を適宜把握し、早期対応を実施する。 ・2週間以内に回答ができるよう、進捗管理を行う。 ・決裁ルートを最小限とするなど、処理の迅速化を図る。

3 勤怠管理について（計9所属）

(1) 勤務情報システムの適正化について

課 題	・勤務情報システムの適正な運用について [情報公開室、会計室] ・勤怠管理及び超過勤務命令事務の適正化について [市政改革室] ・勤怠の適正な管理について [中央卸売市場] ・勤務情報システムの適正処理について [市会事務局] ・勤務情報システムを使った適正な勤怠の管理について [鶴見区]
問題点	・市内出張命令、超過勤務命令などの事前申請、事前承認、事前命令という原則が徹底されていない事例が見受けられた。 ・カードリーダーへの打刻漏れが生じている事例が見受けられた。 ・休日出勤の代休取得について、原則1週間以内の取得ができていない事例が見受けられた。
改善措置の内容	・各種申請は、事前に行うよう周知徹底する。 ・カードリーダーの打刻は、勤怠の基本であり適正に行うことの指導を徹底する。 ・代休については、1週間以内に取得するよう周知徹底を図る。

(2) 超過勤務命令の適正化について

課 題	・超過勤務命令について [契約管財局] ・超過勤務の適正執行について [東成区] ・超過勤務命令事務の適正化について [阿倍野区]
問題点	・超過勤務について、事前申請、事前命令の原則が徹底されていない事例が見受けられた。 ・慢性的に超過勤務が発生している部署・担当が見受けられた。 ・超過勤務の業務内容や理由について、具体的な記載となっていない事例が見受けられた。
改善措置の内容	・各命令権者に、事前命令・事後確認を徹底させる。 ・効率的な業務運営と超過勤務の抑制に努める。 ・超過勤務の必要性について、具体的に記載するよう周知する。

4 文書管理について（計6所属）

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の適切な取扱いについて [交通局] ・公文書の取扱いについて [西区、東住吉区、平野区] ・文書の整理・保管について [淀川区] ・公文書の適正な管理について [旭区]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の保存期間の延長について文書管理関係規程に定める手続を経ていない事例が見受けられた。 ・決裁区分に誤りがあるなど一部不適正な事例が見受けられた。 ・決裁を迅速に行う必要があることについて認識が不足している事例が見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点等について、所属内での共有することでチェックポイントを明確にし、日常指導の強化を図る。 ・一般的な文書管理の要点をまとめ、整理時期にチェックを実施する。 ・不適正な事例については是正するとともに、見受けられた事案を防止するための資料を作成し、周知を図る。

5 納品書の管理について（計3所属）

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・納品の履行確認について [総務局] ・契約時における納品書の確認・保管について [西淀川区] ・契約時における「納品書」の確認・保管状況について [東淀川区]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・誤って納品書を廃棄するなど「納品書の取得・保管」という基本認識が不十分であった事例が見受けられた。 ・納品書の確認方法及び保管方法について、取扱いの統一化がなされていない事例が見受けられた。 ・「物品供給見積書」の記入漏れなど、事務処理ミスが見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書の保管など適正な管理を実施する点について、周知徹底を行う。 ・納品時の確認などについて、所属内での統一化を図る。 ・記入漏れ等が発生しないよう、チェックを強化する。

6 契約事務の適正な取扱いについて（1所属）

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務の適正な管理について [市民局]
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・局内の契約事務ルールが徹底できていなかった事例が一部見受けられた。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問題となった事例について共有化を図り、ルールの遵守等について周知徹底する。

7 審議会等の情報公開に向けた取組みについて（1 所属）

課 題	・ 審議会等の情報公開に向けた取組みについて [健康福祉局]
問題点	・ 会議要旨、会議録について、速やかに作成・公表することができていない事例が見受けられた。
改善措置の内容	・ 問題点について共有化を図り、現状を認識し、改善に努める。

随時監察（公金支出に関する内部監察）の結果及び改善措置について（概要版）

監察課題

「補助金の支出手続等について」

課題決定の背景

- ・旧芦原病院等の特定の団体に対する不適切な支出があったことから、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて補助金の支出に関する調査を実施した。
- ・今年度については、平成 20 年度に支出した補助金の支出手続等が、「補助金等交付要綱標準モデル」に沿って改正された各補助金交付要綱に基づいて適正になされているかについて調査を行った。

調査対象

平成 20 年度に支出した補助金から、10 事業を抽出

国庫補助金が充当されているもの、直近に監査委員による監査が実施されているものなどを除いた中から、金額が多いものを抽出した。

監察の結果

補助金の返還を要するような不適正な点は認められなかったが、改善が必要な課題等が見受けられた。

（主な課題等について）

交付申請から、交付決定までの期間が標準処理期間（通常 30 日）を過ぎていたもの申請者の記名・押印を除き、本市が電子システムを利用して、交付申請書の内容を記載していたもの

交付申請者から本市への実績報告書の提出及び本市から交付申請者への確定通知書の送付がされていなかったもの

など、20 項目について、のべ 34 事業の不備を指摘

改善措置

- ・遡及的な改善を要するもの（上記）については、速やかに実績報告書の提出及び補助金額の確定手続を行う。
- ・上記以外については、再発防止のための措置を行う。

再発防止のための措置

要綱に遺漏があったものは、規則及び実際の手続に合致するように所要の規定整備を行う。

事務担当者による事務手続上の課題等については、各手続における留意点等を記載したマニュアル、チェックリストなどの作成や事務の効率化を図る。

- ・改善が必要なものは、遅くとも平成 21 年度末までに改善措置を終える。

コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況

[平成 21 年度実績]

集合型研修

・ 局部長級職員

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	12 月 22 日(火)	13:30 ~ 16:00	五郎川 康 (公認会計士・大阪市公正職務審査委員会 委員長代理)
第 2 回	12 月 24 日(木)	13:30 ~ 16:00	関根 幹雄 (弁護士・大阪市公正職務審査委員会 委員)
第 3 回	12 月 25 日(金)	13:30 ~ 16:00	辻 公雄 (弁護士・大阪市公正職務審査委員会 委員長)

・ 課長級・課長代理級職員

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	12 月 22 日(火)	9:30 ~ 11:30	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 2 回	12 月 24 日(木)	9:30 ~ 11:30	森末 尚孝 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 3 回	12 月 25 日(金)	9:30 ~ 11:30	和田 徹 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 4 回	1 月 8 日(金)	9:30 ~ 11:30	和田 徹 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 5 回	1 月 8 日(金)	15:15 ~ 17:15	布施 裕 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 6 回	1 月 14 日(木)	9:30 ~ 11:30	西村 健 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 7 回	1 月 14 日(木)	15:15 ~ 17:15	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 8 回	1 月 15 日(金)	9:30 ~ 11:30	和田 徹 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 9 回	1 月 15 日(金)	15:15 ~ 17:15	西村 健 (弁護士・本市リーガルサポーター)

・係長級職員

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	12 月 1 日(火)	9:30 ~ 11:30	布施 裕 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 2 回	12 月 1 日(火)	15:15 ~ 17:15	森末 尚孝 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 3 回	12 月 2 日(水)	9:30 ~ 11:30	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 4 回	12 月 2 日(水)	15:15 ~ 17:15	布施 裕 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 5 回	12 月 7 日(月)	9:30 ~ 11:30	西村 健 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 6 回	12 月 7 日(月)	15:15 ~ 17:15	森末 尚孝 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 7 回	12 月 11 日(金)	9:30 ~ 11:30	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 8 回	12 月 11 日(金)	15:15 ~ 17:15	和田 徹 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 9 回	12 月 14 日(月)	9:30 ~ 11:30	西村 健 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 10 回	12 月 14 日(月)	15:15 ~ 17:15	野村 太爾 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 11 回	12 月 16 日(水)	9:30 ~ 11:30	布施 裕 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 12 回	12 月 16 日(水)	15:15 ~ 17:15	和田 徹 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 13 回	1 月 6 日(水)	9:30 ~ 11:30	布施 裕 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 14 回	1 月 6 日(水)	15:15 ~ 17:15	森末 尚孝 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 15 回	1 月 7 日(木)	9:30 ~ 11:30	布施 裕 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 16 回	1 月 7 日(木)	15:15 ~ 17:15	野村 太爾 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 17 回	1 月 25 日(月)	9:30 ~ 11:30	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 18 回	1 月 25 日(月)	15:15 ~ 17:15	野村 太爾 (弁護士・本市リーガルサポーター)

第 19 回	1 月 26 日(火)	9:30 ~ 11:30	和田 徹 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 20 回	1 月 26 日(火)	15:15 ~ 17:15	森末 尚孝 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 21 回	2 月 15 日(月)	9:30 ~ 11:30	本多 重夫 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 22 回	2 月 15 日(月)	15:15 ~ 17:15	野村 太爾 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 23 回	2 月 17 日(水)	9:30 ~ 11:30	西村 健 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第 24 回	2 月 17 日(水)	15:15 ~ 17:15	森末 尚孝 (弁護士・本市リーガルサポーター)

課長級・課長代理級職員、係長級職員については、総務局人事担当との共催で「違法薬物使用等に関する研修」(約 45 分間 午前は 11:30 ~ 12:15、午後は 14:30 ~ 15:15) を併せて実施した。

グループ討論型研修

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	12 月 22 日(火)	9:00 ~ 12:00	道幸 尚志 (監査・人事制度事務総括局 監査部特定課題監査担当課長、 公認会計士)
第 2 回	12 月 22 日(火)	14:00 ~ 17:30	
第 3 回	1 月 6 日(水)	9:00 ~ 12:00	
第 4 回	1 月 6 日(水)	14:00 ~ 17:30	
第 5 回	1 月 7 日(木)	9:00 ~ 12:00	
第 6 回	1 月 7 日(木)	14:00 ~ 17:30	

総務局人事担当との共催で「違法薬物使用等に関する研修」(約 15 分間 午前は 12:00 ~ 12:15、午後は 13:45 ~ 14:00) を併せて実施した。

コンプライアンスアンケートの結果概要

1 アンケートの概要

(1) 回答数

2,016 人

ただし、一部設問にのみ回答をいただいたものについても、1人と集計しているため、各設問の回答者数の合計とは一致しない。

(2) 実施期間

平成 21 年 9 月 7 日～12 月 28 日

(3) 実施方法

庁内グループウェアのアンケートシステムを利用して実施した。なお、庁内グループウェアを閲覧できない所属等については、紙による回答をいただいた。

2 アンケートの主な結果

(1) あなたは、「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

1 法令を遵守すること	408 人	20%
2 法令を遵守することだけでなく、社会(市民)の要請(信頼)に応えること	1,596 人	79%
3 よくわからない	12 人	1%
回答者数 合計	2,016 人	

(2) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、常に「コンプライアンス」を意識していますか。

1 常に意識している	1,049 人	53%
2 どちらかといえば意識している	850 人	44%
3 特に意識していない	49 人	3%
回答者数 合計	1,948 人	

(3) あなたは、昨年度と比較して、コンプライアンスに関する意識が変わりましたか。

1 今年度、意識改革をすることができた	132 人	7%
2 昨年度以前から意識は変わっており、それを実行している	1,319 人	70%
3 特に意識は変わっていない	427 人	23%
回答者数 合計	1,878 人	

(4) あなたは、あなたの上司、同僚や部下が、日々の業務を執行するにあたってコンプライアンスを意識していると思いますか。

1 常に意識している	346 人	20%
2 どちらかと言えば意識している	1,270 人	72%
3 特に意識していない	96 人	6%
4 その他	28 人	2%
回答者数 合計	1,740 人	

(5) あなたの職場では、職務に関して自由に意見が言えますか。それとも言えませんか。

1 おおむね自由に意見が言える	1,383 人	79%
2 どちらともいえない	271 人	16%
3 自由に意見が言えない	83 人	5%
回答者数 合計	1,737 人	

(6) あなたは、大阪市におけるコンプライアンス推進に向けて、どのような取組をすべきであると考えますか。

1 公益通報制度の充実	186 人	11%
2 不当要求行為対応の充実	376 人	23%
3 内部監察制度の充実	195 人	12%
4 コンプライアンス研修の充実	860 人	52%
5 その他	41 人	2%
回答者数 合計	1,658 人	

リーガルサポーターズ相談件数一覧表（平成21年度）

（単位：件）

相談内容 相談年月	相談内容									
	民事一般	不動産	契 約	人事労務	損害賠償	行政対象暴力	債権回収	損失補償	行政処分	計
平成21年 4 月	2	2	6	-	2	-	-	1	3	16
平成21年 5 月	2	1	1	-	2	-	1	1	3	11
平成21年 6 月	3	4	4	-	1	-	1	-	2	15
平成21年 7 月	-	4	5	-	1	-	-	-	-	10
平成21年 8 月	1	3	7	-	2	-	3	-	1	17
平成21年 9 月	2	5	4	1	1	-	1	-	1	15
平成21年10月	3	2	4	2	2	-	1	-	-	14
平成21年11月	1	4	4	-	1	-	1	-	1	12
平成21年12月	2	10	4	1	3	-	-	-	5	25
平成22年 1 月	4	5	8	2	2	-	-	-	-	21
平成22年 2 月	3	7	13	-	-	-	-	-	6	29
平成22年 3 月	3	6	9	2	3	2	1	-	6	32
平成21年度計	26	53	69	8	20	2	9	2	28	217

同一案件の相談が複数回にわたり、月をまたいだ場合は、初回の相談月にカウントしている。

4 平成 21 年度を振り返って

コンプライアンスの推進に関する各種取組の実施状況において、評価できる点及び今後の課題については、次のとおりです。

《評価できる点》

公益通報処理件数の増

引き続き、多数の公益通報（平成 21 年度：460 件）が寄せられている状況にあり、大阪市公正職務審査委員会においては、審議の円滑な進行に努めた結果、昨年度を大きく上回る通報案件を処理することができた。

- ・平成 20 年度処理件数：674 件
- ・平成 21 年度処理件数：823 件

公の施設からの暴力団排除の取組み

施設利用者をはじめ、市民の安全・安心に資することを目的として、公の施設（10 局 39 条例 1,509 施設）から暴力団の利益となる使用を排除する取組みを実施することができた。

職員のコンプライアンスに関する意識の把握

コンプライアンス研修（e - ラーニング型研修）と併せて、コンプライアンスアンケートを実施し、職員のコンプライアンスに関する意識などについて把握することができた。

リーガルサポーターの増員

リーガルサポーターズ制度において、増加傾向にある相談件数及び多様化するニーズに対応するため、リーガルサポーターを 1 名増員し、弁護士 7 名体制とすることができた。

《今後の課題》

公益通報案件の処理期間の短縮化

依然として多数の公益通報があり、大阪市公正職務審査委員会においては、効率化を図りながらも慎重な審議を行っているため、処理完了までに相当期間を要する状況である。引き続き、慎重な審議を行いつつも、より効率的な進行に努め、処理期間の短縮化を図る必要がある。

効果的なコンプライアンス研修のあり方の検討

不祥事案の再発防止を主眼とした、係員層も含めた全職員に対する効果的な研修のあり方について検討を行う必要がある。

コンプライアンス相談制度のあり方の検討

随時、情報公開室監察部において相談を受け付けているが、最近では、複雑かつ高度な内容の案件が増加し、監察部職員では迅速かつ適切に対応することが困難であり、リーガルサポーターズへの相談案件となる傾向が強くなってきている。

このため、コンプライアンス相談を、リーガルサポーターへ相談する際の事前相談として位置付けるなど、リーガルサポーターズ制度との統合も視野に入れた検討を行う必要がある。

5 平成 22 年度に向けて

公益通報の次年度繰越案件数の減少

平成 22 年 4 月 1 日付で大阪市公正職務審査委員会の全委員が改選されたところであるが、委員改選により審議が遅滞しないように、円滑な運営に努める。

同時に、公益通報案件の処理期間の短縮化とともに処理件数の増加を図ることにより、当年度受理案件の当年度処理に努め、次年度繰越案件数を減少させる。

係員に対するコンプライアンス研修の充実

平成 22 年度コンプライアンス研修（集合型研修）については、課長級・課長代理級職員に対し、各職場での伝達研修の講師として必要となる基本的な知識等の習得を目的に、外部有識者（元検事の弁護士）を講師とする研修を実施する。

研修受講後、各職場において講師が作成した学習教材を参考に、係長級以下の職員（とりわけ係員）に対する伝達研修を確実に実施させる。

なお、総務局主催の服務研修との連携・強化を図り、研修効果を上げるため、服務研修との共催で実施する。

リーガルサポーターへの橋渡しとしてのコンプライアンス相談

リーガルサポーターズ制度を実施する際に、効率的かつ効果的な相談の実施につなげるため、「相談する法的事項」の整理など、リーガルサポーターへの橋渡しとしての機能を有するコンプライアンス相談となるよう、事務の整理を図る。

4 おわりに

コンプライアンスを推進するための取組については、すでに条例等で定められている手続を含めて、PDCA サイクルによる評価と見直しを行う必要があると考えており、改善することが効果的と判断したものについては、積極的に改善を図ってまいります。

平成 21 年度において、覚せい剤所持等で逮捕された 5 名を始め、20 名もの職員が逮捕されたことについては、「犯罪は個人の問題」とするのではなく、職員一人ひとりが大阪市という組織を構成しているとの認識のもと、大阪市全体の問題として捉える必要があります。市民の皆様信頼される行政を実現するためには、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的にコンプライアンスを推進する組織風土を作りあげることが重要であると考えています。

平成 22 年度もコンプライアンスの推進について、引き続き積極的に取り組んでまいります。